

起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方
（検討課題等）

起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方（検討課題等）

第1 検察官が働き掛けを行う制度の導入

第2 起訴猶予となる者等に対する就労支援・生活環境調整の規定の整備

第1 検察官が働き掛けを行う制度の導入

考えられる制度の概要

改善更生のために社会内における働き掛けが必要な者について、検察官が、起訴猶予を前提として、一定の守るべき事項を設定した上で、一定期間、指導・監督を行う制度を設ける。

【検討課題】

1 趣旨等

- 趣旨及び目的
 - ・ 起訴に伴う負担を回避して早期の社会復帰を実現しつつ、確実な更生を担保すること

2 対象者

- 対象者の範囲
 - ・ 18歳及び19歳を含む若年者を対象とするか、年齢に限定されないものとするか

3 制度の枠組等

(1) 守るべき事項の設定

- 内容
- 対象者の選定や守るべき事項の設定のための調査
- 手続
 - ・ 設定方法
 - ・ 被疑者の同意
 - ・ 検察官以外の機関の関与
 - ・ 弁護士（弁護士）の関与
 - ・ 不服申立て
- 設定すべき守るべき事項の内容の基準の要否

(2) 指導・監督

- 指導・監督の方法及び担当機関
- 期間

(3) その他

- 期間の満了の効果
- 守るべき事項に違反した場合にとり得る措置

4 少年鑑別所の調査機能の活用の在り方

- 必要性
- 調査の方法及び内容
- 調査の時期